

各 所 属 所 長 様
厚 生 会 係

一般財団法人 兵庫県学校厚生会 理事長

3 月のお知らせ（通知） Web

「出産育児貸付」の申込条件変更について

「出産育児貸付」の申込条件を以下のとおり変更します。

(1) 変 更 内 容

申込条件	現行	変更後
	申込人本人が <u>出産し</u> 育児休業を取得した場合	申込人本人が 育児休業を取得した場合

- (2) 変 更 時 期 2025年 3 月 3 日
 ※2025年 3 月10日 申込締切分（3 月19日送金）より

「兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則」の一部改正について

「出産育児貸付」の申込条件変更により、兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則の一部を次のとおり改正しました。

[新旧対照表]

兵庫県学校厚生会貸付金取扱細則

旧	新
（申込みの条件） 第 20 条 申込人の申込条件は、別に定めるもののほか次のとおりとする。 （1）一般貸付のうちネット貸付、退職サポート貸付については、別に定める。 （略） （10）特別貸付のうち出産育児貸付は、その事由の発生の日から 1 年以内に申込書を提出するものとする。ただし、<u>申込人本人が出産し育児休業を取得した場合</u>、その終了日まで申込みできるものとする。	（申込みの条件） 第 20 条 申込人の申込条件は、別に定めるもののほか次のとおりとする。 （1）一般貸付のうちネット貸付、退職サポート貸付については、別に定める。 （略） （10）特別貸付のうち出産育児貸付は、その事由の発生の日から 1 年以内に申込書を提出するものとする。ただし、<u>申込人が育児休業を取得した場合</u>、その終了日まで申込みできるものとする。
	<u>附 則</u> <u>1 この細則は、2025 年 3 月 3 日から施行する。</u>